## 北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道バレーボール協会(以下「本会」という。)に 登録する競技者(選手、チーム、チーム関係者を含む)及び役員が、それ ぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての倫理を逸脱する行為を行うこ とにより、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けるような行為を防止す るため、その基本となるガイドラインを示し、本会に対する社会的信頼を 確保することを目的とする。

(競技者及び役員の責務)

第2条 競技者及び役員は、本会の定めた規約・規程や決定事項を遵守し、 競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基 づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努め なければならない。

(競技者及び役員の禁止事項)

- 第3条 本会は、競技者及び役員の次に揚げる行為を禁止する。
  - (1)競技者又は役員として著しく品位又は名誉を傷つける言動をとること。
  - (2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴力行為、個人的 な差別等人権尊重の精神に反する言動や個人の名誉を傷つける言動を とること。
  - (3) 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
  - (4)競技における不正行為を期待して、競技役員、相手チーム関係者等 の間で金品を授受すること。
  - (5)選手の進路にかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、 移籍を行うこと。また、選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこ れらを強要して当事者(選手、保護者、指導者など)間において金品 を授受すること。
  - (6) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(調査及び処分)

- 第4条 会長は、競技者及び役員が前条の禁止事項に違反する疑いがあると 認めたときは、倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、直ちに事実関係の調査を行う。なお、調査の公正を期するため、委員会は、当事者から必ず事情を聴取するとともに、当事者からの弁明の機会を設けなければならない。
- 3 委員会は、調査の結果、違反行為があったと認められる場合には、科すべき処分等について審議し、その処分内容を決定する。また、委員会は、 調査結果及び処分内容を会長に報告しなければならない。
- 4 前項の処分内容は、競技者にあっては競技会等への出場及び参加資格の

- 一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分。役員にあっては役員資格 の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分とする。ただし、違反の 事実が当事者の故意でなく軽微な場合には、注意又は警告にとどめる。
- 5 会長は、委員会で決定された処分内容を当事者に対し文書で通知する。 (その他)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。